

KITAHAMA⁺

創刊号
Vol. 01

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。

The collage includes:

- A large portrait of a woman with glasses and a blue blazer, identified as **生田 美弥子** (Associate) in the **EU法務 データプロテクション** (EU Data Protection) section.
- A portrait of a man in a suit and tie, identified as **若井 大輔** (Associate) in the **競争法 データプロテクション** (Competition Law Data Protection) section.
- A red banner in the center reads: **特集 日本企業が避けて通れない GDPR (EU一般データ保護規則)**.
- Small portraits of four other legal professionals at the bottom.
- Three images of modern office buildings representing the three branches: **大阪事務所**, **東京事務所**, and **福岡事務所**.

創刊のご挨拶

法務 Troubleshooting
契約書のリスクポイントの見抜き方

弁護士が教える「私の交渉術」
オススメ Books・Cinema

大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080 / 06-6202-9550

東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155

福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

弁護士

特集

生田 美弥子

EU法務
データプロテクション

日本企業が避けて通れない GDPR

(EU一般データ保護規則)

2018年5月25日に施行されたGDPR(EU一般データ保護規則)。
2019年1月には日本の事業者に十分性が認められ、
日本としても正式にGDPRの存在を前提とせざるを得なくなりました。
違反には、最高2000万ユーロ(約26億円)か、全世界売上高の4%のいずれか高い方の
金額の制裁金が科される可能性があるとの報道は、日本企業を震撼させました。
施行から一年が経過した今、専門家が、GDPRの世界における重要性を振り返ります。



弁護士

若井 大輔

競争法
データプロテクション

生田 美弥子 弁護士

Miyako Ikuta



フランス共和国、米国ニューヨーク州、日本での弁護士資格(第二東京弁護士会)を持つ。2012年北浜法律事務所入所。ヨーロッパ・プラクティス・グループ責任者。長年の海外勤務の経験をベースに、コーポレート・コンプライアンス、M&A、知的財産・アート、環境、訴訟・仲裁等国際紛争等涉外全般を取り扱う。幅広い欧州でのネットワークを生かし、GDPRなど、データプロテクションに対応。



若井 大輔 弁護士



2007年神戸大学法科大学院修了。2008年弁護士登録(大阪弁護士会)、北浜法律事務所入所。2014年から2017年にかけて公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課にて勤務。競争法、M&A、コンプライアンスを中心取り扱う。競争法・データプロテクションの専門家として、企業からの信頼が厚い。



KITAHAMAPLUS

創刊のご挨拶



この度創刊いたしましたリーガルマガジン『KITAHAMAPLUS』は、ビジネス法務の最前線で働く弁護士が発信する「いま必要な法務情報」です。企業のリスクヘッジに、ビジネスチャンス拡大に、有益な情報を発信していきます。この情報誌が皆様の力強いパートナーとなれますように。

弁護士というのは、理と情の上に成り立つ実に泥臭い人間の仕事であり、私たちの歩む道は「クライアントとともに」あります。これからも魂を込めて仕事をしていきます。

弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



北浜法律事務所は、1973年3人の弁護士が立ち上げた小さな事務所から始まりました。その並々ならぬ情熱に惹きつけられた弁護士が一人、また一人と集まり、今では83名の弁護士が集い、大阪・東京・福岡の3拠点であらゆる案件に対して高度なリーガルサービスを提供できる総合法律事務所となりました。偏にご信頼いただいたクライアントの皆様のおかげと、深く感謝いたします。



なぜ日本企業が欧州の規則に取り組まなければならないのでしょうか？

GDPRの適用範囲

GDPRは、「General Data Protection Regulation」の略称であり、「EU一般データ保護規則」と訳されています。自然人の自分のデータに対する権利の保護を目的としています。大きく分けて個人データの「処理」と、欧洲経済領域（EU加盟国28、ノルウェー、イスランド、リヒテンシタインの計31カ国）域内から域外への個人データの「移転」の2つを規制しています。

対象となる日本企業は？

まずは、子会社や支店・営業所等に有している企業。拠点の事業活動のコンテキストでの個人データの処理はすべて対象となります（①）。EEA域内の個人に向けた商品やサービスを提供する企業（②-1）や、EEA域内の個人の行動をモニタリングする企業（②-2）も対象となります。例えば、

GDPR理解促進のポイント

GDPRの主役は、「データ主体」「管理者」「処理者」の三者です。「データ主体」とは、個人データ提供者本人のこと。「管理者」とは、個人データを処理する「目的」と「手段」を決定す

- ① 適法性、公平性、透明性の原則。個人データは、すべて適法な法的根拠にて處理されるべきです。
- ② 目的特定の原則。個人データを取得するには、目的の定義が必要です。
- ③ データ最小化の原則。個人データを取得するには、目的の定義が必要です。
- ④ 正確性の原則。個人データは、正確かつ最新の内容に保たなければなりません。
- ⑤ 保管期間制限の原則。個人データを必要以上に保有することはできません。
- ⑥ 完全性及び機密性の原則。管理者は、個人データの不正な持ち出し、漏えい、外部からのサイバー攻撃等に対して、技術的・組織的な安全措置を講じて個人データを処理しなければなりません。

個人データ処理 6つの原則	
1	適法性・公平性および透明性の原則
2	目的特定の原則
3	データ最小化の原則
4	正確性の原則
5	保管期間制限の原則
6	完全性および機密性の原則

GDPRは、世界標準に。

（個人情報保護）



ヨーロッパと日本のプライバシー意識の違い
ナチスによる監視や支配は、多くのヨーロッパ市民を心身共に深く傷つけました。そのため第二次世界戦後、特にドイツを中心としたプライバシーの重要性が見直され、基本的人権として尊重されています。そして、スノーデン事件によって、データの集中による監視社会へのおそれや漏えいリスクへの危機感が強く意識されたことにより、業界からの強い反対にもかかわらず、28か国が一致団結して生まれたのがGDPRです。
遠いヨーロッパの話でピンと来ないかもしれません、世界的には個人データを利活用したビジネスが加速し、個人を監視や差別の対象とすることがなってきていました。その流れをくみ、シリコンバレーのある米国カリフォルニアをはじめ配慮が求められる世の中にいる企業を、データを活用する側に容易となる中、データを活用することが最も相談が多數寄せられています。企

国際競争力を高める断捨離ツール？

北浜法律事務所には、「結局何から手をつけていいかわからない」といつたご相談が多数寄せられています。企

北浜法律事務所では、フレッシュでタイムリーな情報を有する
GDPRを始めデータプロテクションに精通した専門家がご相談を承ります。
どんなことでもお気軽にお問い合わせください。

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
<http://www.kitahama.or.jp/>



契約書作成に必要な3つの力

法的知識は、契約書作成の基本です。

契約書に定めなかつたらどうなるのか、

かを理解していなければなりません。

そのためには、民法、商法、消費者契

約法や各種業規制など様々な法律分野

に精通している必要があります。

さらには、判例の状況も把握

しておく必要があります。

次に大切なことは、後

日の紛争を想像しながら

契約書を作成するとい

うことです。つまり想像力

です。これを身につける

方法は、経験を積むしかあ

りません。契約書をチェック

する経験だけではなく、具体的な

紛争や現場で運用が問題となつた場面

を数多く経験することです。また、訴

訟になつたときにはどういったことが問

題となるのか、裁判官はどういつた発

想をするのかについても理解しておけ

ばなおいです。



本当にこれでいいのか?
あれもこれも、それも：
一体どこまで書くべき??



法務 Troubleshooting



Relay column

私の交渉術

弁護士・管財人として
長い経験から掴み取った現場交渉のノウハウ。

vol.1

敵対者を連立相手に変える 黄金の質問



佐伯 照道 弁護士 Terumichi Saeki

京都大学法学部卒。元大阪弁護士会会長。1973年北浜法律事務所設立。人間味ある新手の解決法を多数繰り出することで知られ、最強の破産管財人と呼ばれる。2013年春の叙勲にて旭日中綬章を綬章。



知識と経験を積んでくると、前回の「失敗」を契約書に生かすと、細かな点にこだわりだす方もいます。確かにあらゆることを想定することは重要ですが、そうすると何を定めているのかわかりにくく、支離滅裂な内容に陥ってしまうことがあります。実際に紛争が生じた際、当時の担当はおらず、どういったことを想定していたのか、当該文言は何を想定していたのかがわからなくなっている場合も考えられます。この契約書では何が求められているのか、どこまで定めなければならないのか、優先順位を判断した上で、文言に落とし込むことも必要です。法的知識がその判断基準になることもあるでしょうし、現場の運用を理解することでも見えてくることもあるでしょう。契約書作成には法的総合力が必要なのです。

ビジネスパーソンの休憩時間



大石 歌織弁護士の
オススメ Books

「銀二貫」

著者：高田 郁／幻冬舎

Profile



メステッキー・ジェリー外国法事務弁護士の
オススメ Cinema

「レッド・バイオリン」

監督：フランソワ・ジラール カナダ／1998年

音楽、骨董品、歴史という私が好きな要素が組み合わされた素晴らしい映画。

1挺のバイオリンが、イタリアで作られた瞬間から現代のオークションで売られるまでの300年に渡って、異なる所有者や国々に受け継がれていく様が、興味深く刺激的です。

Profile



中西 敏彰 弁護士 Toshiaki Nakanishi

京都大学法学部卒。主要取扱分野は、事業再生、M&A、不動産開発案件。顧問会社からの日々の契約書チェックに加え、不動産デベロッパー・ゼネコン案件が多く、開発案件等の契約書の作成・チェックに精通している。

Profile



堀野 桂子 弁護士 Keiko Horino

大阪大学法学部卒。主要取扱分野は、ファイナンス、事業再生、M&A。一例として、ストラクチャードファイナンスでは多数の契約書で成立スキームがきちんとワークするように全ての契約書をチェックし成立させるプロフェショナルである。

Profile



私は、裁判所から複雑で危険そうな破産管財事件・会社更生事件などを次から次へと依頼されてきたことから、いつのころから、「危な橋（あぶなばし）弁護士」と呼ばれるようになりました。そのような危険な事件の処理の中では様々な利害関係人がおり、対者も多数いました。そういう対者を「連立相手」に変える「黄金の質問」をご紹介いたします。

話をまとめるとときは、必ず妥当な解決、あるべき姿、望ましい結果とは何かを考えた上で、交渉に臨みます。「無論に」「前例がない」「常識はずれ」などといった考えに惑わされてはいけません。自分の中で解決のイメージを描き、流れがそこに向かうように話を運ぶ。そして、その際には、相手に無理

強いをせず、相手の意見をよく聞くことがポイントです。相手が自分の意見にこだわっている場合は、それを否定する意見や自分の考え方だけを述べるのではなく、相手に対してこう質問をして、こう答えさせてください。

「それを通すと、こういうことになりますね。それでは困りますね。」

これの繰り返しで、話し合っていくと、自ずと妥当な解決のイメージが共に、共通のゴールが見えてきます。

あとは、ゴールに到達するための方法論だけなので、お互いが考えている方法の中でもベストなものを選べばいいだけなのです。